

日本医師会認定産業医

更新申請 希望者各位

日本医師会認定産業医「更新申請」について

京都府医師会員の方は京都府医師会へ、会員でない方は所属医療機関のある都道府県医師会にて申請ください。

更新書類は、更新時期の約4ヶ月前に京都府医師会（日本医師会発行）を経由し、お手元に送付されます。

万が一、紛失された場合は、京都府医師会産業保健係まで「更新申請書再交付願い」をホームページよりダウンロードしご提出ください。

更新手続きをご希望の方は申請書に必要事項をご記入の上、産業医学手帳と審査・登録料1万円を添えて京都府医師会地域医療2課へご持参、または現金書留（手帳・折り込んだ申請書同封）にてご送付ください。

申請書の受付締め切りは、偶数月の15日です。認定証有効期間内の早い時期に、できるだけ申請くださいますようお願い申し上げます。

日本医師会において審査の後、締切日より約2～3ヶ月後に新しい認定証、産業医学手帳を送付させていただきます。

〔ご注意〕

1) 更新申請手続きを行うためには認定証有効期間（5年間）内に生涯研修20単位以上（更新、実地、専門の各研修1単位以上の合計20単位以上）の取得が必要です。

認定証有効期間内に必要単位を修了した認定産業医に限り、申請手続きの猶予期間が6ヶ月設けられております。有効期間満了日より6ヶ月を経過しますと認定が無効となり、新規取得が必要となりますのでご注意ください。

2) 産業医学研修手帳については念のためコピーをお取りいただいた上で、手帳本体をご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、資格更新に必要な研修会が中止される場合がございます。

更新を希望されるものの、単位が不足のまま、更新期日を過ぎた場合につきましては、必要な単位を取得いただいたうえで、下記の連絡先へご相談をいただきますようお願い申し上げます。

遅延の理由書等を提出いただいたうえで、日本医師会へ申請いたしますが、個々の事情を検討のうえ承認されるため、事前に承認を確約することができない旨、ご容赦ください。

2021年3月

京都府医師会 地域医療2課 産業保健係
TEL 075-354-6113 FAX 075-354-6097